

10) グローバリゼーション部門

ハズハ・ブラン斯拉ヴ（准教授・知的財産法）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

私の主な研究関心は、知的財産権の保護と情報通信技術の発展とが交わる領域にある。特にここ数年、デジタル技術の進歩やインターネットの普及、社会のグローバル化の飛躍的な進展といった環境の変化の中で、特許権や著作権などの知的財産権に関する法規制を強化する動きがあり、私は、そのような動きが技術分野におけるイノベーションと文化的な創作活動に及ぼす影響について、研究を行っている。とりわけ、諸外国における議論の状況と比較しながら、実証分析を中心とした研究を行っている。2015年度に行った研究活動のより詳細な内容については、以下の欄をご覧ください。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

2015年度は、前年度に引き続き、以下の3つの課題を中心に研究調査を行った。すなわち、(i) 著作権の責任法理を拡大する近時の傾向が、P2Pネットワーク技術やクラウドコンピューティングサービス、大容量のオンラインストレージサービスといった新たな複製技術や通信技術、オンラインサービスの発展に及ぼす影響、(ii) 現行の著作権法制度が、音楽や映画等のエンターテインメント産業における文化的創作並びに文化的な商品及びサービスの多様性に及ぼす影響、また、(iii) 技術標準における特許登録や戦略的な標準化の推進が新たな情報通信技術に及ぼす影響である。昨年度は上記の研究課題に関する欧米諸国の近時の議論を踏まえた上で、計3本の論文を公刊した。

また、日本学術振興会科学研究費補助金（若手研究(B)）・研究課題番号：15K16970（研究2015年4月～2018年3月）の助成のもとで、著作権で保護される創作物の利用に対する制限が消費者の態度にもたらす影響をテーマに、日本全国を対象とするオンラインアンケート調査を行った。現在は、アンケートの分析結果に基づく論文の執筆に向けて、収集した1180の有効回答データを分析している段階である。

その他(教育活動ほか)

2015年度の教育活動として、学部では「法学英語演習」、研究大学院では「知的財産法学特殊講義」を担当したほか、「知的財産法学特殊演習」（研究大学院）を田村善之教授と共同開講し、「演習Ⅰ・Ⅱ（ムートゼミ）」（学部）を曾野裕夫教授、トビアス・シュトレッカ講師と共同担当した。また、「英語文献検索」（臨時開講科目）を尾崎一郎教授ほかと共同担当した。

さらに、2015年の秋頃、独立行政法人国際協力機構（JICA）の人材育成支援無償事業（JDS Program）のもとで九州大学大学院法学府において開講された「Law and Contemporary Problems」を担当した。同開講科目の前半では、国際知的財産法の集中講義を行い、後半では、JDS学生による研究発表に対し、研究指導および助言を行った。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
'Intellectual Property, Private Ordering and Legal Certainty'	Mark Fenwick and Stefan Wrbka (eds.), <i>Legal Certainty in a Contemporary Context: Private and Criminal Law Perspectives</i> (Singapore: Springer)	2016	33-60
'Autorské právo a kultúrna diverzita' (Copyright Law and Cultural Diversity)	Zuzana Adamová (ed.), "Nové technológie, internet a duševné vlastníctvo 2" (Trnava: Typi Universitatis Tyrnaviensis)	2015	9-42
「著作権法における私的秩序形成と消費者の権利—日本の消費者の視点から—」[長沼裕也・訳]	知的財産法政策学研究 47 号	2015	261-99

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
'Copyright, Creative Industries and Cultural Diversity'	34nd Annual ATRIP Congress	September 28-30, 2015	Cape Town